明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（**財務**七）　一

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**四）　一

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**三一）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一五〇）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一五一、一五二）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一五三、一五四）　三

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（**文部科学**四八）　四

○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件（**厚生労働**五〇）　四

○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査の種類の変更の件（**同**五一）　四

○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の一部廃止を許可した件（**同**五二）　四

○食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件（**同**五三）　四

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件（**同**五四）　四

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称の変更の件（**同**五五）　四

○保安林の指定をする件（**農林水産**五三八～五五一）　四

○保安林の指定を解除する件（**同**五五二）　四

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**三一五）　六

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**三一六～三一九）　六

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**三二〇）　六

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**三二一）　六

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**防衛**四四～四七）　八

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**四八、四九）　八

〔国会事項〕

内閣　財務省

〔皇室事項〕

諸事項

〔公　告〕

官庁

個別労働関係紛争解決手続実施団体の住所の変更関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他

〔人事異動〕　一〇

省令

○財務省令第七号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）の施行に伴い、並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一の一の備考の規定に基づき、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十二日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第四号」を「第五号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第四号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十二日

文部科学大臣　下村　博文

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「施設は、」の下に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園及び」を加える。

附　則

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。